

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	29
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	29
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....（農業支援課）	29
○漁港の区域の変更.....（漁港漁村課）	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	30
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（技術管理課）	30
○道路の供用の開始.....（道路課）	30

告
示

北海道告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年4月15日

				北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住	所
就 任	平成20.4.1	理 事	鈴 木 幹 男	瀬棚郡今金町字豊田107番地の38	
同	同	同	酒 井 誠 一	久遠郡せたな町北檜山区若松867番地 2	
同	同	同	北 條 隆 夫	同	北檜山区徳島596番地
同	同	同	宗 像 安 夫	同	北檜山区西丹羽1241番地
同	同	同	山 田 康 夫	同	北檜山区栄309番地
同	同	同	黒 須 隆 之	瀬棚郡今金町字住吉 6 番地の 1	
同	同	同	新家子 幸 夫	久遠郡せたな町北檜山区愛知1703番地	
同	同	同	田 畑 友 明	瀬棚郡今金町字八束997番地の 1	
同	同	同	田 中 文 夫	同	字神丘701番地
同	同	監 事	佐 藤 弘 一	同	字鈴金13番地の 7
同	同	同	吉 田 実	久遠郡せたな町北檜山区東丹羽223番地 1	
同	同	同	仁 木 幹 雄	瀬棚郡今金町字田代65番地の 6	

退 任 同 20.3.31	理 事 鈴 木 幹 男 同 字豊田107番地の38
同 同 同	酒 井 誠 一 久遠郡せたな町北檜山区若松867番地2
同 同 同	江 上 英 章 同 北檜山区徳島12番地
同 同 同	大 庭 祐 一 同 北檜山区西丹羽355番地1
同 同 同	山 田 康 夫 同 北檜山区栄309番地
同 同 同	黒 須 隆 之 瀬棚郡今金町字住吉6番地の1
同 同 同	新家子 幸 夫 久遠郡せたな町北檜山区愛知1703番地
同 同 同	田 畑 友 明 瀬棚郡今金町字八束997番地の1
同 同 同	田 中 文 夫 同 字神丘701番地
同 同 監 事	長 沼 敏 文 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽617番地11
同 同 同	仁 木 幹 雄 瀬棚郡今金町字田代65番地の6
同 同 同	佐 藤 弘 一 同 字鈴金13番地の7

北海道告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年4月7日、苫前土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
苫前土地改良区	西古丹別頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	九重頭首工	同
同	小川頭首工	同
同	八線沢頭首工	同

北海道告示第262号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種湧別漁港の区域の欄を次のように改める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道網走支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

水 域

陸 域

次のア点からコ点までを順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海面並びにア点とイ点を結んだ線から下流の湧別川河川水面

水域の欄に規定するア点からコ点までを順次結んだ線、ア点とコ点を結んだ線及び水際線により囲まれた地域

ア点 北緯44度13分49秒5666
東経143度36分46秒7889

イ点 北緯44度14分17秒0674
東経143度37分26秒3354

ウ点 北緯44度14分05秒1607
東経143度38分13秒1812

エ点 北緯44度13分37秒2930
東経143度37分52秒9640

オ点 北緯44度13分44秒0547
東経143度37分36秒6579

カ点 北緯44度13分42秒0725
東経143度37分33秒8073

キ点 北緯44度13分44秒3403
東経143度37分27秒8657

ク点 北緯44度13分40秒3304
東経143度37分20秒9894

ケ点 北緯44度13分45秒6708
東経143度37分0秒5342

コ点 北緯44度13分45秒0319
東経143度36分59秒3987

北海道告示第263号

森林法（昭和26年法律第246号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡斜里町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- （1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

斜里町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第264号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務外 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月31日
- 3 随意契約相手方の氏名及び住所
（1）氏 名 株式会社 H B A
（2）住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
93,093,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
（1）名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課
（2）所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 美馬牛神楽線	上川郡美瑛町字瑠辺薬2151番1地先から 上川郡美瑛町字瑠辺薬6949番1地先まで	平成20.4.15

正 誤

○平成20年4月4日（第1963号）

北海道告示第229号（道営土地改良事業の工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
8	右	1から2まで
誤	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（ <u>土層改良</u> ）	
正	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（ <u>暗きょ排水</u> ）	

